

新宮町議会災害対応指針

1 基本方針

議会は、議事機関として予算や決算、条例などの重要な事項について議論し、町の意思を決定するとともに、執行機関の事務執行を監視及び評価するなどの役割を担っている。

他方、大規模災害時にあっては、これら本来の機能とは別に、特に、初期を中心に被災町民の救援と被害復旧が迅速に進むよう、町当局と連携し、非常時に即応した役割を果たすことが求められる。

このため、本町議会は熊本地震や、平成17年3月に発生した福岡西方沖地震の経験を踏まえ、大規模災害時における議会対応としての基本方針を、以下のとおり定める。

- (1) 新宮町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が迅速、かつ円滑に応急活動が実施できるよう、必要な協力、支援を行うこと。
- (2) 国、県、関係機関等に適宜災害支援に関する要望活動を行い、町の復旧・復興の取り組みを支援すること。
- (3) 広域的な応援体制が必要と判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携を図ること。

もとより、災害時の非常対応と議会の本来的役割との関係は、固定的なものではなく、災害の規模、様態に応じ、また時間の経過とともに重層的に変化・シフトするものである。また、大規模災害時には、議員、職員、庁舎自体が被災することも想定されるところであり、これらの状況に応じて、的確な対応を図るものとする。

（議会の対応方針）

- ① 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- ② 議長は、議会の災害対応に関する事務の統括にあたる。
- ③ 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
- ④ 議長、副議長ともに事故等があるときは総務建設常任委員会委員長、文教生活常任委員会委員長の順に、議長及び副議長の職務を代理する。
- ⑤ 議長は、必要に応じ新宮町議会災害対応連絡会議（以下「災害連絡会議」という。）を設置し、状況の確認と所要の対応を行う。
- ⑥ 議員は、①のほか、地域の一員として町民の安全確保と応急対応及び情報収集等にあたり、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。
- ⑦ 特に、災害初期においては、町当局が災害対応に専念できるよう、議員が収集した情報は、緊急の場合を除き、災害連絡会議で取りまとめ提出する。

2 災害発生時の対応

【大規模災害時の行動判断基準】

全議員が議会事務局または議長に安否を連絡しなければならない場合

- ① 災害対策本部が設置されたとき、または、大雨、洪水、暴風等により相当規模の被害が発生したとき。

【初動期】（災害発生から概ね24時間が経過するまで）

(1) 会議開催中の対応

- ① 議長は、本会議開催中に災害が発生した場合は、必要に応じ、会議を休憩又は散会するとともに、議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
- ② 委員会開催中は、委員長も同様とする。
- ③ 議長又は委員長は、議員が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮する。

(2) 議員の対応

- ① 議員は、町内で大規模災害が発生したときは、前記の大規模災害時の行動判断基準に従い、自ら議会事務局または議長へ安否を連絡する。
- ② 議員は、地域における被災者の安全の確保や、避難所の誘導等にできる限り協力する。

(3) 議会の対応

- ① 議会事務局は、議長に被害及び災害対策本部の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議長は、①の報告を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合に登庁し、必要な議員の参集を求め、災害連絡会議を設置するなどの対応を行う。
- ③ 議長は、議員に対し、収集・把握した災害情報を適宜提供する。

【初動期経過後】

(1) 議員の対応

- ① 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議長（災害連絡会議）に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援など共助の取り組みが円滑に行われるよう、できる限り協力する。

(2) 議会の対応

- ① 議長は、被災情報を収集・整理し、災害対策本部へ提供する。
- ② 議会事務局は、災害対策本部からの情報を速やかに議長へ報告する。
- ③ 議長は、議員に対し、収集・把握した災害情報を適宜提供する。
- ④ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、災害対策本部長等との連絡調整にあたる。
- ⑤ 議長は、被災の実情を踏まえ、国、県、関係機関等に対し、適宜要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分に連携を図る。
- ⑥ 議長は、通常の議会機能が回復した場合には、災害連絡会議において議会活動を開始することについて協議し、災害連絡会議を解散する。
- ⑦ 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行う。

3 防災訓練等の実施

議長は、必要に応じ議会の防災訓練等を行う。

4 この指針は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年5月1日から施行する。